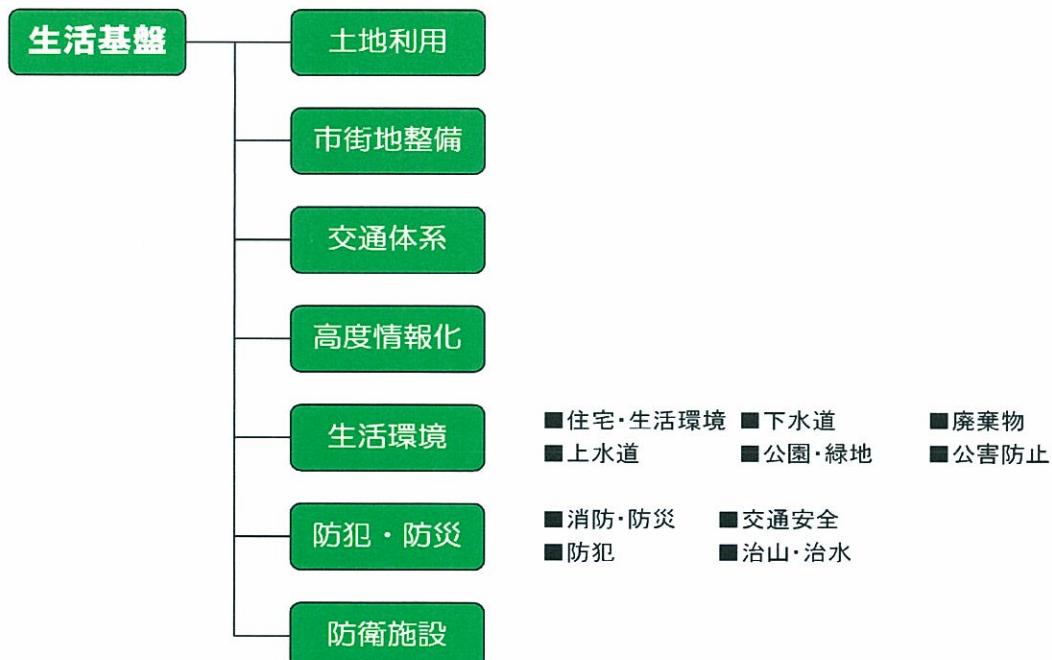


第4章 みんなが暮らしやすいまちづくり

地方分権が進み、村の自主性・自立性を高め、住民参画によるまちづくりが求められているなか、村土の自然環境を保全しながら、安全・安心で魅力ある生活環境とするために、生活に身近な基盤の整備を進めます。また、生活環境と調和のとれた市街地形成に努め、住民がゆとりある生活環境のもとで暮らすことができるよう、計画的な土地利用を図ったまちづくりに取り組んでいきます。

居住環境の整備では、国道4号や国道457号の整備が進み、村土の骨格が整いつつあるなか、第二仙台北部中核工業団地の整備による新たな村外からの人の流れに対して、定住人口の拡大をめざした魅力ある住宅整備を進めます。

さらに、利便性と安全性の確保を図りながら、商業施設や公共公益施設などの生活利便施設の誘導を進めるとともに、公共交通機関の充実、災害への対策等も進め、住民生活の向上をめざします。



1 土地利用 －計画的な土地利用－

■ 基本目標

企業進出に伴う新たな就業者および本村へ移住を希望する人たちに対して、住宅整備や商業、福祉といった生活利便施設の整備など、住民のニーズを的確に把握しながら、区画整理事業²⁵や地区計画²⁶制度の運用による計画的な土地利用を進めます。

■ 現状と課題

村の総面積の約50%を森林・原野が占めており、道路・宅地などの都市的な土地利用は約10%となっています。また、陸上自衛隊王城寺原演習場が村の北西部一帯を占め、総面積の約20%を占めています。

住民意識調査では、本村の自慢として「緑（自然）が多く残されている」が多くなっています。また、本村の開発の方向性では「ゆとりある居住環境の形成」が最も多くなっており、次いで「周辺環境に配慮した計画的な宅地開発の規制・誘導」となっています。

第二仙台北部中核工業団地の整備により、自然の保全と開発の調和のとれた土地利用への関心が高まっています。

さらなる企業進出により、居住系土地利用の拡大が進むことが想定され、自然環境や現在の生活環境との共生に配慮した計画的な土地利用を図っていく必要があります。

■ 施策の方向

(1) 計画的な土地利用

- ① 自動車産業集積拠点としての需要の高まりを受けて、第二仙台北部中核工業団地の工業系土地利用の拡充を進めたことにより、当初計画に代わる新たな居住系土地利用の整備を推進します。
- ② 良好な住環境を確保するため、自然環境との共生を図りながら、生活関連施設²⁷用地を確保するために、農用地や森林等からの土地利用転換を計画的に推進します。
- ③ 土地利用の制限緩和を含む適正な土地利用の誘導を行うために、市街化区域²⁸の編入による用途地域指定³⁰など、計画的な土地利用を推進します。
- ④ 「大衡村国土利用計画³¹」「仙塩広域都市計画³²」「農業振興地域整備計画³³」などの内容の照査と住民への周知を図ります。

(2) 計画的な用地の確保と啓発

- ① 計画的な土地利用の推進のため、公的に必要な用地を計画的に確保するとともに、公共の福祉のための村土利用について、住民の啓発を図ります。

(3) 望ましい方向への誘導・指導

- ① 各種法規制、条例により土地利用の望ましい方向への誘導・指導に努めます。

■ 年度目標 ■

◇住民とめざす目標

施策事業	実施スケジュール										担当課
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
(1)計画的な土地利用	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	農林建設課 都市整備課
(2)計画的な用地の確保と 啓発	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	農林建設課 都市整備課
(3)望ましい方向への誘導 ・指導	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	農林建設課 都市整備課



■ 25区画整理事業

道路や公園など公共公益施設が整備されていない既成市街地、あるいは宅地の形状が不整形で宅地として利用するのに好ましくない場所、さらにはこれから市街化が予想される地区内において、公共公益施設の整備と同時に個々の宅地まで含めて整備する、総合的なまちづくりの手法。

■ 26地区計画

地区の特性に応じて、その地区にふさわしいまちが形成されるよう建築物の用途などについて、ルールを定めて開発計画や建築計画を設定、誘導するための制度。

■ 27生活関連施設

学校、病院、公民館、公園、図書館などの教育、厚生、福祉、文化施設をいう。また、スーパーマーケット、食堂などの消費施設、交通施設、その他の都市基盤施設をいう。

■ 28市街化区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域²⁹」に分けている。市街化区域とは「すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域」のこと。

■ 29市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に分けている。市街化調整区域とは「市街化を抑制すべき区域」のこと。

■ 30用途地域指定

用途地域は地域地区のひとつで、建築物の用途や建ぺい率、容積率、高さなどに制限を加えることにより、多種多様な用途の建築物の混在を防止して地域の性格に応じた良好な都市環境を形成することを目的として指定するもの。

■ ³¹**国土利用計画**

国土利用計画法第2条に規定されている国土利用の基本理念に則して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することを目的として策定されるものであり、国土利用に関する行政上の指針となるもの。

■ ³²**仙塩広域都市計画**

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市街地をはじめ、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定。5市5町1村（仙台市、塩竈市、名取市、岩沼市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、松島町、大和町、富谷町、大衡村）

■ ³³**農業振興地域整備計画**

農用地の確保や農業経営の近代化等を図るべき地域を農業振興地域に指定し、その地域に関して、農用地区域等の指定、農業基盤の整備、農業上の土地利用の調整などを計画する。



2 市街地整備 －魅力ある市街地の形成－

■ 基本目標

「都市の顔」となる集約型の市街地形成に向け、役場周辺の国道4号沿いに商業施設や生活利便施設などの誘導を図り、定住人口の増加を見据えた居住環境の整備を進めます。

■ 現状と課題

本村は、仙塩広域都市計画により市街化区域と市街化調整区域に区分されています。当初、奥田地区の市街化区域へ住宅用地を計画していましたが、工業振興のために工業専用地域³⁴に変更しました。そのため、平林地区、五反田・亀岡地区の市街化調整区域において地区計画を定め、一定の条件のもとに開発を許容しています。

また、国道4号や国道457号沿道に商業店舗が点在していますが、中心となる商業施設はなく、市街地の形成が見られないのが現状です。

今後は、定住人口増加のための魅力ある居住環境の形成が望まれ、住宅と商業施設の整備が必要となってきます。

■ 施策の方向

(1) 集約型の市街地整備の推進

- ① 役場周辺の国道4号沿いに、商業施設や生活利便施設、沿道サービス業務施設などの誘致を図り、暮らしやすい環境を整えるための市街化区域編入による区画整理事業を推進します。

(2) 住宅地等の整備・誘導

- ① 平林地区に居住系土地利用および公共公益施設・文化施設の整備・誘導を促進します。
- ② 五反田・亀岡地区に居住系および沿道サービス土地利用の整備・誘導を促進します。
- ③ 第二仙台北部中核工業団地などへ企業誘致を図りながら、平林地区に隣接する奥田地区に居住系土地利用の整備を促進します。
- ④ 衡南工業団地、平場工業団地、大衡工業団地への企業誘致を推進し、家庭と職場が身近な集約型の市街地整備を促進します。

(3) 住民意見の反映

- ① 市街地の整備計画推進においては、住民意見を反映しながら取り組みます。

(4) 景観への配慮

- ① 景観計画などを盛り込んだ景観まちづくりガイドライン³⁵などの策定を検討します。
- ② 自然環境の保全や特定の地区での景観協定を定めるなど、美しいまちづくりに努めます。

(5) 大衡インターチェンジ周辺整備

- ① 新たな流通団地の整備やトラックの待機所など、工業団地の利便性を高めるための関連施設整備を検討します。

■ 年度目標

◆住民とめざす目標

施策事業	実施スケジュール											担当課
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31		
(1)集約型の市街地整備の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		都市整備課
(2)住宅地等の整備・誘導	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		都市整備課
(3)住民意見の反映	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		都市整備課
(4)景観への配慮	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		都市整備課
(5)大衡インターチェンジ周辺整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		都市整備課 農林建設課



■ 34 工業專用地域

工業の利便を増進するための地域で、どんな工場でも建てられますが、住宅や店舗等は建築できません。

■ 35景観まちづくりガイドライン

良好な景観を形成することで、潤いのある豊かな生活環境を創造し、個性的で賑わいのあるまちとするため、地域の景観特性にふさわしい建築物等の誘導を行うための指針。



3 交通体系 ーみんなが利用できる交通体系ー

■ 基本目標

産業活動および村民生活の基盤となる広域・村内道路や身近な生活道路への環境整備を進めます。

高齢者や障害者、学生等の交通弱者の利便性に配慮した交通システムの整備や地域のニーズに適応した公共交通の維持に努めます。

■ 現状と課題

村内の全ての幹線道路において、交通量の増加が見られ、特に、国道4号および国道457号の交通量が極端に多くなっています。また主要地方道仙台三本木線の交通量も多くなっています。

今後、自動車産業集積拠点となるため、交通量の増加への対応を含め、道路網（一般県道大衡駒場線、一般県道大衡仙台線の整備）の骨格形成が望されます。

村内の路線バスには、広域的な「高速バス仙台加美線」「高速バス仙台大衡線」「北部工業団地線」などの民間バスがあり、生活路線としては、村内を循環する万葉バスがあります。民間バスの運行本数は2~8往復であり、万葉バスでは各路線概ね1~5本（日当たり、1方向）程度となっています。そのため、自家用車の利用率が高くなっています。また、公共交通利用者は減少傾向にあり、利用者のニーズに適応した運行システムの確立が必要です。効率的な路線の整備、新たな視点に立ったバス路線の運行も望されます。

また、企業進出が進むことによって、本村と仙台市中心部を結ぶ環境にやさしい新交通システムの検討も必要です。

■ 施策の方向

(1) 道路網の骨格形成の整備

- ① 国道4号の4車線化の整備を促進します。
- ② 一般県道大衡仙台線の整備を促進します。
- ③ 一般県道大衡駒場線の整備を促進します。
- ④ 国道457号の歩道整備を促進します。
- ⑤ 主要地方道仙台三本木線の歩道整備を促進します。
- ⑥ 主要地方道石巻鹿島台大衡線の歩道整備を促進します。

(2) 村道および農道の整備

- ① 集落間や広域幹線道路へのアクセス向上のため、幹線村道の舗装補修、拡幅などに努めます。
- ② 未供用路線の生活道路と併せて歩道の整備を推進します。
- ③ 農業振興のための基盤整備と集落間生活道路として必要な農道整備を推進します。

(3) 都市計画道路の整備

- ① 仙塩広域都市計画の骨格形成として必要な都市計画道路北四番丁大衡線（一般県道大衡仙台線）の整備を促進します。
- ② 衡南工業団地の整備に合わせた都市計画道路衡南線の整備を推進します。

(4) 道路環境の整備

- ① 住宅地にかかる幹線道路や通学路などへの歩道設置や交通安全施設の整備による安全な歩行空間の形成を推進します。

(5) 生活交通の維持・支援

- ① 住民のニーズに適応したバス路線の運営に努めます。
- ② 万葉バス運行事業、代替バス³⁶事業の維持・拡充を図ります。
- ③ 福祉に寄与する新たな移動手段の導入などについて検討します。
- ④ 企業の集積が進むなか、工業団地の従業員の通勤手段の確保を促進します。

(6) 低床バス³⁷などの導入

- ① 高齢者や身体が不自由な人でも安全にバス利用ができるように、低床バスなどの導入を促進します。

(7) 新交通システムの検討

- ① 自動車産業拠点と県都仙台との連携強化を目的とした新交通システム³⁸の事業化計画を関係市町と検討します。
- ② 環境にやさしい日常生活を過ごすため、低炭素社会³⁹に対応した新たな交通システムの導入について検討します。



■ 年度目標

◇住民とめざす目標

施策事業	実施スケジュール											担当課
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31		
(1)道路網の骨格形成の整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	農林建設課
(2)村道および農道の整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	農林建設課
(3)都市計画道路の整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	農林建設課 都市整備課
(4)道路環境の整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	農林建設課 都市整備課
(5)生活交通の維持・支援	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	企画商工課
(6)低床バスなどの導入	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	企画商工課
(7)新交通システムの検討	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	企画商工課 農林建設課 都市整備課

用語説明

- ³⁶代替バス事業
民間バスが廃止された後に自治体において計画運行されるバス。
- ³⁷低床バス
乗降を改善するため客室までの階段を低くしたバス。
- ³⁸新交通システム
一般的にはゴムタイヤ駆動の軌道システム全般を指す。ここでは、地下鉄やモノレール、路面電車など路線バスに代わる交通手段を指す。
- ³⁹低炭素社会
生活の豊かさの実感と温室効果ガス排出削減が同時に達成できる社会。



4 高度情報化 －情報技術を活かした効率化－

■ 基本目標

光通信による高度な情報通信基盤の整備や、だれもが、いつでも、どこでも必要な情報を入手・活用できる環境構築を推進します。

■ 現状と課題

デジタルディバイド⁴⁰（地域間情報格差）の解消を図るため、村内を網羅したブロードバンド基盤整備が必要です。

住民の多様なニーズに対応し、必要なときに必要な情報を提供するため、村公式ホームページのさらなる充実が必要です。

電子自治体を推進するため、情報システムのさらなる機能強化が望まれます。

■ 施策の方向

(1) 高度な情報通信基盤の整備

- ① 村内全域でのブロードバンドによるネットワーク環境整備を推進します。
- ② 情報化の進展に伴うコンピュータ犯罪に対し、最新の技術を用いて対処することを検討します。

(2) 村公式ホームページの活用

- ① 医療・福祉・産業・防災など、行政サービスに関する情報をさらに充実させ、村公式ホームページの活用を図ります。

(3) 電子自治体の推進

- ① 都市施設の継続的な維持管理や効率化のために、統合型地理情報システム⁴¹の導入を推進します。
- ② だれもが、いつでも、どこでも利用できる電子申請受付システム⁴²の構築に努めます。

■ 年度目標

◇住民とめざす目標

施策事業	実施スケジュール											担当課
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31		
(1)高度な情報通信基盤の整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	総務課 企画商工課
(2)村公式ホームページの活用	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	企画商工課
(3)電子自治体の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	総務課 企画商工課

用語説明

- ⁴⁰デジタルディバイド（地域間情報格差）
大都市圏と地方圏といった地域間、大企業と中小企業間、個人間における、情報通信基盤が整備されていない条件不利地域における情報格差。
- ⁴¹統合型地理情報システム
統合型G I S（地理情報システム）。地図データの共有によって経費節減と業務効率の向上を図るとともに、住民へのワンストップサービスを促進する。
- ⁴²電子申請受付システム
これまで行政の窓口で行っていた申請書への記入を、自宅のパソコンなどをを利用して電子メールで行う。



5 生活環境 －安心して快適に暮らせる生活環境－

1 住宅・生活環境

■ 基本目標

企業進出に伴う新たな就業者への住宅整備や高齢者・身障者などの特定利用者を対象とした住宅供給への支援を進めます。

■ 現状と課題

企業進出に伴い、新たな就業者のニーズに合わせた住宅整備が必要です。また、結婚や地元企業への就職などによる住宅需要への対応も必要です。若年層やリターン者のニーズを反映させた居住環境の整備も今後の課題です。就業者などの増加に伴い、様々な生活状況に対応した共同住宅などの住宅対策も必要です。

■ 施策の方向

(1) 良好的な景観形成

- ① 本村らしい景観の保全または形成のため、住宅およびその周辺を含めた集落単位での良好な景観づくりを住民の意向を踏まえて検討し、その整備・誘導に努めます。

(2) 魅力ある住環境整備

- ① 平林地区、五反田・亀岡地区において、地区計画による居住系土地利用の整備・誘導を推進します。
- ② 平林地区に隣接する奥田地区に居住系土地利用の整備を促進します。
- ③ 企業進出に伴う新たな就業者のニーズに合わせた住宅供給を推進します。
- ④ 景観、交通環境、防災などを考慮した計画的な宅地開発の指導に努めます。
- ⑤ 住宅地周辺の緑地の維持管理、道路清掃については、地域住民の自主的な活動に向けた意識啓発に努めます。
- ⑥ 各種優遇制度を講じ、定住促進のための支援に取り組みます。

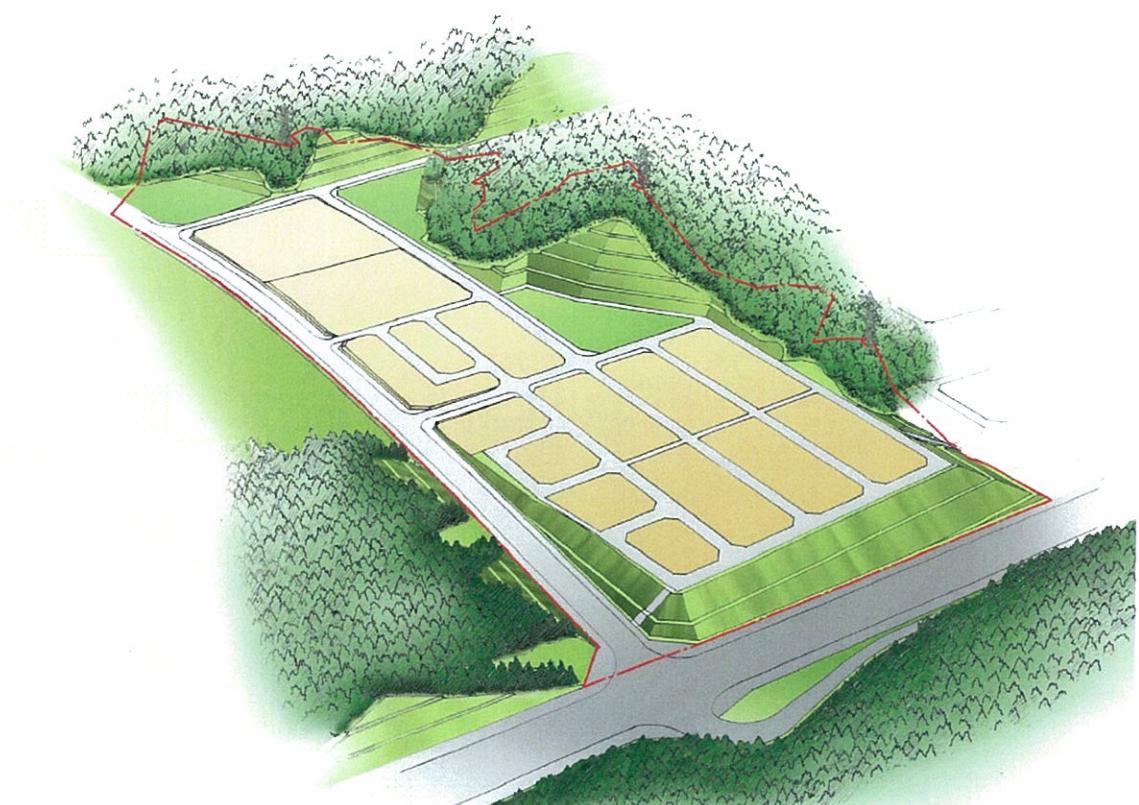
(3) 公共住宅の整備

- ① 住民の生活を支援し、定住を促進するための村営住宅の整備を推進します。

■ 年度目標 ■

◇住民とめざす目標

施策事業	実施スケジュール										担当課
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
(1)良好な景観形成	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	都市整備課 農林建設課
(2)魅力ある住環境整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	都市整備課 農林建設課
(3)公共住宅の整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	農林建設課



5 生活環境

—安心して快適に暮らせる生活環境—

2 上水道

■ 基本目標

適切な水需要の計画による安定した水の供給と効率的な施設運営を進めます。

■ 現状と課題

上水道の普及率は現在97%と高い状況にあります。近年、企業誘致が急速に進み、居住系土地利用の整備も進めている状況です。しかし、現在は定住人口が当初計画に達していないこともあります。上水道の需要が計画通りに進んでいない状況にあります。今後はより、定住人口の増加とともに新たな適切な水需要の計画のもとで効率的な施設運営が必要となってきます。

■ 施策の方向

(1) 安定した水の供給

- ① 市街地整備と併せた効率的な施設運営による安定した水の供給に努めます。
- ② 老朽配水管の更新を図り、維持管理に努めます。

■ 年度目標

◇住民とめざす目標

施策事業	実施スケジュール	担当課
(1) 安定した水の供給	H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31	都市整備課



5 生活環境 －安心して快適に暮らせる生活環境－

3 下水道

■ 基本目標

役場周辺の市街地整備と連動した計画的な下水道事業の実施による整備区域の拡大と、戸別合併処理浄化槽⁴³設置による水洗化の促進を図ります。

■ 現状と課題

奥田地区の居住系から工業系への土地利用の変更や、市街地調整区域における住宅整備の推進など、当初の需要計画を見直す必要があります。

今後は、快適な生活環境を新たな住民に提供するためにも、下水道整備を推進する必要があります。また、市街地の形成による下水道の維持管理については、効率的な運用が必要となります。

■ 施策の方向

(1) 新たな住宅地への整備促進

- ① 新たな土地利用が図られた地域については、各種有利な補助制度を効率的に導入し、施設整備に努めます。

(2) 吉田川流域下水道計画の推進

- ① 「北上川流域別下水道整備総合計画」に基づき、下水道事業の実施を促進します。

(3) 戸別合併処理浄化槽の設置

- ① 公共下水道整備地区以外では、戸別合併処理浄化槽整備事業を推進します。また、戸別合併処理浄化槽の適正な維持管理に努めます。

(4) 公共用水域の水質保全

- ① 生活排水の河川・ため池・農業用水路への混入を防ぎ、水質保全を推進します。
- ② 公共下水道整備と戸別合併処理浄化槽による生活環境の改善を図り、公共用水域の水質保全を促進します。
- ③ 工場などの事業者に対して、排水基準を遵守する指導や啓発に努めます。

■ 年度目標

◇住民とめざす目標



■ ⁴³戸別合併処理浄化槽

下水道未整備地域における雑排水による公共用水域の汚濁等の生活環境悪化に対処する。



5 生活環境

—安心して快適に暮らせる生活環境—

4 公園・緑地

■ 基本目標

時代のニーズに応じた公園施設の充実を進め、公園・緑地の適正な維持管理による施設の長寿命化を図ります。

■ 現状と課題

昭和万葉の森や大衡城跡公園、都市公園の万葉クリエートパークなどは充実した施設整備を行っています。また、自然の風景地や歴史上由緒ある土地等の保全と利用促進も進めています。

これからは、ゆとりある住環境の形成を目指し、住民のニーズに合わせた既存施設の充実や、街区公園および近隣公園の整備が必要です。

■ 施策の方向

(1) 公園施設の整備・充実

- ① 住民の健康づくりのために、既存施設を有効に活用しながら、住民のニーズに応じた施設や設備の充実を図ります。
- ② 「折口館跡」など歴史上由緒ある土地の保全を図るため、歴史公園の整備を推進します。

(2) 緑地の保全

- ① 豊かな自然や緑地を観光資源として活用するための保全整備を推進します。
- ② 生活に身近な場所での緑化活動を、地域住民と協力しながら推進します。
- ③ 新たな住環境に則した街区公園や近隣公園の整備を推進します。

(3) 公園の活用

- ① コミュニティ活動の拠点となるように、各種競技会やイベントを開催するなどし、交流人口の拡大を推進します。

(4) 公園の管理

- ① 公園や緑地の維持管理費の節減を図るため、地域住民や企業などの協力による維持管理を推進します。
- ② 公園長寿命化計画⁴⁴を策定し、効率的な施設管理に努めます。

■ 年度目標

◇住民とめざす目標

施策事業	実施スケジュール											担当課
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31		
(1)公園施設の整備・充実	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	都市整備課
(2)緑地の保全	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	都市整備課
(3)公園の活用	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	都市整備課
(4)公園の管理	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	都市整備課



■ 44公園長寿命化計画

平成21年4月に「公園施設長寿命化計画策定補助制度」を創設。地方公共団体が管理する都市公園における公園施設について、安全性の確保およびライフサイクルコスト縮減の観点から、予防保全的管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築等に係る取り組み。



5 生活環境

—安心して快適に暮らせる生活環境—

5 廃棄物

■ 基本目標

地球環境に配慮した企業内・家庭内のごみ処理への取り組みにより、廃棄物の減量化・再利用化・再資源化などの環境改善活動を進めます。

■ 現状と課題

自動車産業の集積拠点として生産活動が盛んになり、生活の営みも活発化するため、事業系廃棄物⁴⁵や家庭ごみに対する適正な処理と減量について、住民の意識の高揚を図る必要があります。

■ 施策の方向

(1) 環境美化活動

- ① 学校教育や社会教育、家庭において、環境に対する意識の向上を図り、ごみの減量化による環境保全に努めます。
- ② 地域住民、企業と協力し、不法投棄の防止に努めます。

(2) ごみ処理運動の推進

- ① ごみの3R運動⁴⁶をより一層推進し、ごみの減量化、再利用化、再資源化を図ります。

(3) ごみ処理施設の運営

- ① 広域行政と連携し、ごみ処理施設の機能充実や、し尿処理施設の改善に努めます。

■ 年度目標 ■

◇住民とめざす目標

施策事業	実施スケジュール										担当課
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
(1)環境美化活動	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	保健福祉課
(2)ごみ処理運動の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	保健福祉課
(3)ごみ処理施設の運営	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	保健福祉課

用語説明

■ ⁴⁵事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物。排出した事業所が処理責任をもつ。

■ ⁴⁶ごみの3R運動

ごみの焼却などによる環境への悪影響を減らし、自然界から採取する資源の消費を抑えるため、ごみの適正な処理方法を標語に表したもの。優先順位の高い順に、「Reduce（削減）」「Reuse（再利用）」「Recycle（再生）」とし、英語の頭文字を取って3R（スリーアール）と呼ぶ。



5 生活環境

－安心して快適に暮らせる生活環境－

6 公害防止

■ 基本目標

企業の進出による騒音・振動・水質汚濁・悪臭などの発生防止、各種法令の遵守による生活環境の保全を進めます。

■ 現状と課題

産業の集積地として活発化する生産活動に伴う、騒音、振動、悪臭、水質汚濁などの対策が必要です。

■ 施策の方向

(1) 公害意識の高揚

- ① 地域住民や企業を対象に、講習会、研修会を開催し、公害意識の高揚を図ります。

(2) 公害防止

- ① 各企業との公害防止協定⁴⁷、環境協定の継続を推進します。
- ② 相談窓口や苦情処理の体制づくりに努め、関係機関との連携を図ります。

■ 年度目標

◇住民とめざす目標

施策事業	実施スケジュール	担当課
(1)公害意識の高揚	H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31	保健福祉課
(2)公害防止	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	保健福祉課

用語説明

■ 47公害防止協定

地方公共団体と公害を発生するおそれのある事業者との間で、公害防止のため、事業者がとるべき措置等を相互の合意により取り決める。



6 防犯・防災 －安全で安心な暮らし－

1 消防・防災

■ 基本目標

安全なまちづくりのための自主防災組織の育成や防災意識の啓発に取り組み、大規模な災害に備えた消防・救急・救助体制の強化など地域防災力を向上させ、住民生活の安全確保を図ります。

■ 現状と課題

高齢化に伴う消防団員の減少が進んでいます。消火機器、消火栓、防災無線などの設備が老朽化し、防災機能が低下していることが課題です。

今後、災害時における初動体制として必要となる緊急地震速報システム⁴⁸と防災無線機の連動や、防災備蓄倉庫などの整備が必要です。

また、地区ごと、事業所ごとの防災訓練の実施や、防災資機材の各地区への配備、災害時の食料や物資の提供など、事前準備と防災に対する意識の高揚が重要です。

■ 施策の方向

(1) 防災教育の推進

- ① 防火・防災教育を推進し、防災意識の高揚に努めます。

(2) 消防・防災体制の強化

- ① 消防団活動の充実を図ります。
- ② 消防団員のさらなる資質の向上に努めます。
- ③ 地域住民と協力し、自主防災組織の育成に努めます。
- ④ 「防災に関する相互応援協定」などの連携強化に努めます。
- ⑤ 地区ごとに防災ハザードマップ⁴⁹を作成し、災害危険個所の周知と、警戒避難体制の強化を図ります。
- ⑥ 村内の商店や企業と連携し、飲料水や非常食の確保を図ります。
- ⑦ 地域防災訓練へ企業の積極的な参加を呼びかけるとともに、防災に関するアドバイスを行い、企業と地域が連携し、防災力の向上を図ります。

(3) 防災施設の充実

- ① 老朽化した消火栓や消防ポンプなどの更新を図ります。
- ② 新たな住宅地への消防施設の計画的な設置を推進します。
- ③ 緊急地震速報システムと連動した防災無線機の更新を検討します。
- ④ 防災備蓄倉庫、防災用具の整備・充実を図ります。
- ⑤ 民家の井戸を活用するなど、防災時の水の確保を検討します。

■ 年度目標

◇住民とめざす目標

施策事業	実施スケジュール											担当課
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31		
(1)防災教育の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	総務課
(2)消防・防災体制の強化	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	総務課
(3)防災施設の充実	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	総務課 企画商工課

用語説明

- ⁴⁸緊急地震速報システム
気象庁からの緊急地震速報を受信するシステム。
- ⁴⁹防災ハザードマップ
大雨や地震による災害の危険が高まった際に、被害の恐れのある区域の分布や避難・救護ほかの施設配置をお知らせする地図。



6 防犯・防災 －安全で安心な暮らし－

2 防犯

■ 基本目標

犯罪のない安心・安全な地域社会をつくるため、家庭・学校・地域住民・警察と連携し、犯罪から身を守るための環境整備と防犯教育の徹底を図ります。

■ 現状と課題

これまで、村内6地区で地域防犯組織として「子ども見守り隊」を結成し、子どもを犯罪から守るための活動を実施しています。今後は、このような活動を全地区に拡大することが望れます。

このため、地域社会に密着した地域防犯体制の確立や、防犯協会支部への活動支援に取り組み、防犯パトロールの実施による、犯罪防止に取り組むことが必要です。

また、多様化、巧妙化する犯罪から身を守るため、警察と連携した広報啓発に努めることも重要です。

■ 施策の方向

(1) 地域防犯体制の確立

- ① 地域住民が主体となって実施している「子ども見守り隊」への支援を促進します。
- ② 非行防止のための社会教育を、地域住民と協力しながら指導するとともに、相談体制の確立を図ります。
- ③ 警察と連携を図りながら、村内各地に「子ども連絡所」を設置し、犯罪の未然防止に努めます。

(2) 防犯思想の啓発

- ① 学校教育および社会教育をとおし、防犯思想の啓発を図ります。

(3) 防犯施設の充実

- ① 計画的な防犯灯、街路灯などの設備の設置に努めます。

(4) 犯罪に遭わないための広報啓発

- ① 振り込め詐欺など悪質な犯罪に遭わないよう、広報誌や防災無線を活用した広報啓発に努めます。
- ② 地域住民と連携した「防犯パトロール」の強化を促進します。

■ 年度目標

◇住民とめざす目標

施策事業	実施スケジュール											担当課
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31		
(1)地域防犯体制の確立	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	総務課
(2)防犯思想の啓発	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	総務課
(3)防犯施設の充実	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	総務課
(4)犯罪に遭わないための広報啓発	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	総務課



6 防犯・防災 －安全で安心な暮らし－

3 交通安全

■ 基本目標

産業振興による交通量の増加とともに道路交通環境の改善と交通安全教育の徹底を図ります。

■ 現状と課題

企業の集積により、通勤車両や物資輸送のための大型車両の増加が予想され、それにともない、交通事故発生件数の増加が考えられます。住民、生徒・児童の安全を確保するための道路環境の整備が必要です。

■ 施策の方向

(1) 交通安全教育の徹底

① 幼児教育機関、小学校、中学校、高齢者などへの交通安全教育の徹底を図ります。

(2) 道路・交通環境の改善

- ① 幹線道路の歩道整備や通学路の整備など、交通安全施設の改善に取り組みます。
- ② 幅員の狭い道路の解消など、日常生活の支障となっている箇所の点検を行い、道路環境の改善を図ります。
- ③ だれもが安心・安全に通行できる道路環境の改善を促進します。

(3) 交通安全組織の育成

- ① 住民主体の自主的な交通安全組織の育成に努めます。
- ② 「交通安全指導隊」の体制強化を図ります。

■ 年度目標 ■

◇住民とめざす目標

施策事業	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	担当課
(1)交通安全教育の徹底	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	総務課
(2)道路・交通環境の改善	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	農林建設課
(3)交通安全組織の育成	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	総務課



6 防犯・防災 －安全で安心な暮らし－

4 治山・治水

■ 基本目標

水源のかん養、生活環境の保全のための治山・治水施設の整備を進めます。

■ 現状と課題

王城寺原演習場の荒廃や、林業の衰退による森林の荒廃が進むことで土砂流出が発生し、下流の河川やため池、用水路などへの影響が懸念されます。

産業振興を進めながら生活環境を維持するために、自然環境の保全を図る必要があります。

■ 施策の方向

(1) 治山治水対策

- ① 開発行為に対し、かけ崩れや土砂の流出による災害防止対策を未然に働きかけ、災害防止に努めます。
- ② 砂防ダムや開発地内の防災調整池の維持管理を図り、防災に努めます。
- ③ 王城寺原演習場内の防災と環境保全に努めます。

(2) 河川改修と環境整備の推進

- ① 河川改修とその周辺緑地の整備について、関係機関への働きかけを図ります。

(3) 水源の保全

- ① 牛野ダム周辺の治山・治水事業などにより水源のかん養と水質の保全に努めます。
- ② 良質な水の安定供給を図る観点から、村内において、水源かん養機能の維持および増進を図るための、森林施業を推進します。

■ 年度目標

◇住民とめざす目標



7 防衛施設

－防衛施設との連携－

■ 基本目標

防衛施設の運用により生じる障害の防止および生活環境への影響の軽減を図ります。

■ 現状と課題

戦車等装備車両の大型化に伴う道路の破損、砂じんによる農産物への影響、荒廃した演習場から流出した土砂による農業施設の機能低下、障害防止対策事業で実施された、農業用水路や堰などの施設の老朽化など、住民生活への影響を軽減する必要があります。

■ 施策の方向

(1) 障害防止対策事業の推進

- ① 機能低下した農業用施設の整備推進を図ります。

(2) 民生安定事業の推進

- ① 防衛施設周辺において、公園や運動広場など生活環境施設整備を推進します。

(3) 防衛事業の計画的な実施

- ① 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業は、優先順位を定めながら効率的・効果的に取り組みます。

(4) 県補償工事事業の促進

- ① 関係機関へ要請を図り、新たな農業用排水路の整備や老朽化した施設の再整備に努めます。
- ② 障害防止対策事業で整備した大規模施設の管理費用について、通常の費用を超えた場合の助成を、関係機関へ要請することを促進します。

(5) 住宅防音工事の促進

- ① 関係機関へ対し要望を進め、騒音防止対策区域の拡大を促進します。
実弾射撃訓練や戦車の走行などによる、騒音・振動の防止対策を検討します。

■ 年度目標

◆住民とめざす目標



